令和６年度法人後見実施団体における成年後見制度受任状況調査結果（山口県）

【調査の目的】

成年後見制度の受任体制、受任状況等を把握することにより、山口県における今後の推進方策を検討するための基礎資料とする。

【調査対象】

山口県内１２法人後見実施団体に対して調査を行い、１１法人後見実施団体より回答があった。内１法人後見実施団体については情報公開不可との回答であったため、調査結果には反映していない。

【調査方法】

Microsoft　Forms を活用した自記式調査

【調査基点】

令和６年８月１日現在の数字

１　法人後見実施団体における受任状況について

- 受任件数３０件未満が７団体であり、３０件～１００件未満が２団体である。また１００件以上受任している団体が１団体ある。
- 受任件数２３２件の内、補助が１３件で全体の５．６％、保佐が５４件で２３．３％、後見が１６３件で７０．２％、後見監督人が２件で０．９％となっている。
- 受任件数２３２件の内、在宅生活者が２７名で全体の１１．６％、施設や病院入所者が２０５名で全体の８８．４％となっている。
- 担当者数は各団体でばらつきがあり、担当者一人あたり０．５件から最大で１２件を担っている。

＜表１＞令和５年度末の山口県内法人後見実施団体における受任件数

法人名	受任件数	補助	保佐	後見	後見監督人	在宅	施設・病院	担当者数
団体A	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1名
団体B	3件	0件	0件	3件	0件	0件	3件	1名
団体C	1件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	2名
団体D	13件	1件	1件	11件	0件	0件	13件	3名
団体E	31件	1件	13件	17件	0件	4件	27件	4名
団体F	108件	8件	22件	78件	0件	8件	100件	9名
団体G	19件	2件	5件	12件	0件	4件	15件	2名
団体H	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0名
団体I	27件	1件	8件	18件	0件	3件	24件	4名
団体J	30件	0件	5件	23件	2件	8件	22件	13名
合計	232件	13件	54件	163件	2件	27件	205件	39名

２　法人として支援対象としている地域について

・　３団体が県内全域を支援対象地域としているが、その他の団体では、主に団体所在地周辺地域を支援対象としている。

・　受任調整会議や地域連携ネットワークに参画している団体は６団体ある。

＜表２＞支援対象地域及び受任調整会議・地域連携ネットワークの参画状況

対象地域 参画状況 団　体	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	美祢市	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町	**受任者調整会議や地域連携ネットワークに参画している自治体名**
団体A						○	○	○		○		○					○	○		参加していない
団体B	○																			参加していない
団体C			○	○	○															山口市(前年度まで)
団体D	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	萩市
団体E	○	○	○	○									○							宇部市
団体F			○		○															参加していない 支援方針会議には参加
団体G	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防府市
団体H																				要請を受けた全ての 自治体に参画している
団体I				○					○		○								○	萩市
団体J	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山口市、美祢市

３　法人後見に引き継ぐケース、個人後見人と共同後見しているケースについて

・　個人後見から法人後見に引き継いだケースについては２団体のみであった。

・　個人後見人と共同後見しているケースは３団体７ケースある。

＜表３＞法人後見に引き継いだケース、個人後見人と共同後見しているケース

法人名	**個人後見から法人後見に引き継いだケース**	**個人後見人と共同後見しているケース**
団体A	団体Aでは許可されていない	未回答
団体B	なし	なし
団体C	なし	なし
団体D	なし	なし
団体E	なし	在宅の認知症の夫婦のケース
団体F	なし	なし
団体G	なし	１９件中４件が共同後見、いずれも事務分掌型で身上保護を担当。財産の種類が多岐にわたるなど管理が複雑で専門性を要するケース。親族間で財産を巡る紛争が起きる可能性があるケース。
団体H	なし	なし
団体I	親族後見人が高齢となり、後見業務を継続できなくなったため、法人後見に引き継いだ。	なし
団体J	①遺産分割をする必要があったため：２件 ②後見人（弁護士）が死亡のため：１件	①子が身上監護。法人が財産管理（２件） ②法人が財産管理。母が前記以外の事務を行う後見人。被後見人の父が交通事故により死亡し、その損害賠償請求を適正に行う為、法人が選任された。損害賠償請求が終了すれば、後見信託を利用し、法人は辞任する予定である。

４　法人後見のメリット、個人が後見人になることとの違い

- 法人後見では、後見等事務の継続性が担保される。…７件
- 複数ということで、担当者が個人的に対応をすることが難しい事態が起きた時の対応が可能である。…６件
- 専門分野に応じた役割分担を行い、幅広い柔軟な対応が出来る。…５件
- 後見人の健康不安や死亡等によっても事務が影響を受けにくい。…３件
- 法人内で相互監視を行うことで、不正防止を図ることが可能になる。…２件
- 「本人」だけでなく、「家族などの関係者」や医療・福祉のサービス提供者にとっても有益である。
- 個人後見人は受任数に限界がある。
- 対応が早い。
- 頻回な支援が可能になる。

５　法人後見を実施する上での課題等

- 運営資金、安定した経営…２件
- 専門職の人材確保…２件
- 徐々に行政や家裁に認知されてきた。受任調整会議等で、後見受任可能な法人を把握いただき、検討の選択肢に含めていただけるように今後も実績を積むべく活動を継続していく。
- 成年後見制度に対して、行政機関等の御尽力により、専門職や関係機関では年々周知されてきたが、まだまだ一般の方や専門職であっても関心の薄さから誤った認識を持っている方も多い印象を受ける。
- 受任した責任の上で対応しており、勤務型の専門職後見人とは違い、対応出来得る限りは柔軟に平日・土日祝日、夜間の対応も緊急時等には行っているため、区別化して認識していただきたい。
- 今後、後見制度の利用が必要なケースは複雑困難化してきており、勤務型の専門職では対応しきれない事が多いと認識している。
- 勤務型の専門職での受任ケースについては、市民後見人等で対応可能なケースも多いのではないかと思う。
- 事業とすればある程度の件数が必要だか、そんなに需要はない。
- 申立の時点で法人後見を後見人候補に挙げてほしい。
- 個人で受任困難な事案を中心に法人が受任していく場合においては、事業の永続性の観点から、新たな助成制度を設ける必要があるように感じる。
- 法人に限ったことではないが、法人の場合、特に、被後見人死亡時にご遺体の引き取りを強要されるケースがある。
- 親族（相続人）がいない、親族と断交している上、財産がないという事情があるため、対応に苦慮する。
- 社員のチームワークの維持が必要になる。
- 特になし…２件